

福岡県公報

平成三十年六月二十九日
第四千四号
増刊 ②

目次

労働委員会

○福岡県労働委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令 (労働委員会事務局調整課) …………… 一

○福岡県労働委員会認証局利用規程を廃止する訓令 (労働委員会事務局調整課) …………… 一

(労働委員会事務局調整課)

○情報通信の技術を利用して行う福岡県労働委員会の所管する行政手続等の一部を改正する告示 (労働委員会事務局調整課) …………… 一

(労働委員会事務局調整課)

労働委員会

福岡県労働委員会訓令第一号

福岡県労働委員会委員

福岡県労働委員会事務局

福岡県労働委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

福岡県労働委員会会長 後藤 裕

福岡県労働委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令

福岡県労働委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(平成二十八年四月福岡県労働委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

題名中「障害」を「障がい」に改める。

本則中「における障害」を「における障がい」に、「障害を理由とする差別の解消の

推進に関する職員対応要領(平成二十八年一月福岡県訓令第一号)を「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領(平成二十八年一月福岡県訓令第一号)」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県労働委員会訓令第二号

福岡県労働委員会委員

福岡県労働委員会事務局

福岡県労働委員会認証局利用規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

福岡県労働委員会会長 後藤 裕

福岡県労働委員会認証局利用規程を廃止する訓令

福岡県労働委員会認証局利用規程(平成十四年十月福岡県地方労働委員会訓令第一号)は、廃止する。

この訓令は、公布の日から施行する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県労働委員会告示第一号

情報通信の技術を利用して行う福岡県労働委員会の所管する行政手続等(平成十六年三月福岡県地方労働委員会告示第二号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年六月二十九日

福岡県労働委員会会長 後藤 裕

福岡県労働委員会事務局

本則中「福岡県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成十六年三月福岡県地方労働委員会告示第一号)」を「福岡県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年四月福岡県労働委員会規則第三号)」に改める。

本則中「における障害」を「における障がい」に、「障害を理由とする差別の解消の